**B005-6　がん治療連携計画策定料（施設基準）**

計画策定病院が算定

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院又は小児がん拠点病院を中心に策定された地域連携診療計画に沿ったがん治療に関わる医療機関の連携により、がん患者に対して地域における切れ目のない医療が提供されることを評価

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院又は小児がん拠点病院が算定 | 算定のﾀｲﾐﾝｸﾞ |
| 項　目 | ①　がん治療連携計画策定料１　（初回時）　　　　　　　750点 | 退院時  又は  退院した日から起算して30日以内 |
| ②　がん治療連携計画策定料２　（治療計画変更時）　300点 | 月１回 |

**◆地域連携診療計画は、**

・あらかじめ、がん診療連携拠点病院等において

・がんの種類や治療方法等ごとに作成され、

・がん診療連携拠点病院等からの退院後の治療を共同して行う複数の連携保険医療機関との間で共有して活用されるものであり、

・病名、ステージ、入院中に提供される治療、退院後、計画策定病院で行う治療内容及び受診の頻度、連携医療機関で行う治療の内容及び受診の頻度、その他必要な項目が記載されたものである。

◆イメージ図

**◆「がん治療連携計画策定料１」は、**

・がんと診断され、

・がんの治療目的に初回に入院した際に、

・地域連携診療計画に沿って治療を行うことについて

・患者の同意を得た上で

・地域連携診療計画に基づく個別の患者ごとの治療計画を作成し、

・説明し、それを文書にて患者又は家族に提供するとともに、

・退院時又は退院した日から起算して30日以内に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る）に、

・退院時又は退院した日から起算して30日以内に1回に限り**【がん治療連携計画策定料１】**を算定する。

・その際、患者に交付した治療計画の写しを診療録に添付すること。

・なお診療情報提供料は、計画を作成した初回のみは策定料に含まれるが、以後、連携計画運用中に当院へ来院した際など、２回目以降の情報提供（ただし情報提供書による）は、診療情報提供料(Ⅰ)の算定は可能。

・開放型病院共同指導料(Ⅱ)、退院時共同指導料２は、別に算定できない。

**◆「がん治療連携計画策定料２」は、**

・がんパス運用後において、

連携医療機関から、患者の状態に変化等により紹介を受け、

診療した上で計画の内容を変更し（計画の変更＊）

患者又は家族等に説明するとともに文書で提供した場合は

**【がん治療連携計画策定料２】**を算定することになり、この場合は【１】同様に診療情報提供料等は含まれる。

＊計画の変更とは

がんの再発や転移等による状態の変化により、治療方法の変更（放射線療法から化学療法への変更や再手術の実施など）が行われた場合。